

平成24年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成24年4月27日
茨城県総務部地域支援局市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

- 県内44市町村のうち、43団体が総合予算を編成している。
（常陸大宮市は、市長選挙を踏まえ骨格予算を編成）
- 平成24年度の県内43市町村の当初予算規模は、994,410百万円で、対前年度比0.4%の減となっている。
- 平成24年度当初予算の特徴としては、歳入面において、震災被害を踏まえた評価替えによる固定資産税の減収により地方税が減少する中で、国からの地方交付税が増加している。
歳出面においては、清掃センターの整備終了等により普通建設事業費が減少する中で、前年度の補正予算に引き続き東日本大震災関連の災害復旧事業等が計上されていること等により、投資的経費が増加している。また、近年増加傾向であった扶助費は、子ども手当及び児童手当に係る制度の見直しにより減少している。
- 予算規模が前年度に比して減少しているのは、43市町村中18市町村となっている。

【暫定・骨格予算編成団体】

区分	暫定予算編成市町村	骨格予算編成市町村
H24	なし	常陸大宮市
H23	なし	取手市
H22	龍ヶ崎市，城里町	下妻市，つくばみらい市，阿見町
H21	なし	なし

【当初予算規模】

（単位：百万円，%）

区分	当初予算額		地財計画 対前年度 増加率
	当初予算総額 (43市町村)	対前年度 増加率	
H24	994,410	△0.4	2.1
H23	998,694	2.6	0.5

※「対前年度増加率」は、H24骨格予算編成団体（常陸大宮市）を除いて算出

※「地財計画対前年度増加率」は、通常収支分と東日本大震災分を併せたもの（次頁以降も同様）

問い合わせ先
総務部地域支援局市町村課
財政担当 小松崎，谷津
[直通029-301-2472，内線2470]

2 主な歳入（総合予算編成団体）

- ・ 地方税は、年少扶養控除の廃止等により市町村民税が増加しているものの、震災被害も踏まえた評価替えによる固定資産税の減少により、対前年度比2.0%の減となっている。
- ・ 地方特例交付金は、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、子ども手当及び児童手当に係る財源が見直されたことにより62.0%の減となっている。
- ・ 地方交付税は、税収の減等により、6.0%の増（地財計画では4.4%の増）となっている。なお地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の額は3.1%の増（地財計画では3.1%の増）となっている。
- ・ 国庫支出金は、清掃センターの整備終了や子ども手当及び児童手当に係る財源見直しに伴う減等により、5.7%の減となっている。
- ・ 繰入金は、前年度各市町村に配分された「市町村復興まちづくり支援事業費交付金」を活用した事業の実施に伴う基金繰入金の増加により、6.5%の増となっている。
- ・ 地方債は、東日本大震災からの災害復旧事業等の増により、2.5%の増となっている。（地財計画では1.0%の増）

【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

区 分	H 2 3	H 2 4			
	当初予算額	当初予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	410,976	402,875	△ 8,101	△ 2.0	40.5
地方譲与税	13,951	13,748	△ 203	△ 1.5	1.4
各種交付金	33,928	34,548	620	1.8	3.5
地方特例交付金	4,702	1,787	△ 2,915	△ 62.0	0.2
地方交付税	143,816	152,398	8,582	6.0	15.3
分担金・負担金	13,710	14,230	520	3.8	1.4
使用料・手数料	18,678	17,777	△ 901	△ 4.8	1.8
国庫支出金	137,977	130,170	△ 7,807	△ 5.7	13.1
県支出金	58,548	59,994	1,446	2.5	6.0
繰入金	28,516	30,372	1,856	6.5	3.1
繰越金	10,598	10,612	14	0.1	1.1
地方債	96,547	98,933	2,386	2.5	9.9
うち災害復旧事業債	—	6,969	6,969	皆増	0.7
うち臨時財政対策債	46,978	44,347	△ 2,631	△ 5.6	4.5
その他	26,747	26,966	219	0.8	2.7
合 計	998,694	994,410	△ 4,284	△ 0.4	100.0

【一般財源総額等の状況】

(単位：百万円，%)

区 分	H 2 3 当初予算額	H 2 4			
		当初予算額	増減額	増減率	構成比
一般財源総額(地方税+交付税+ 臨財債+譲与税+地方特例交付金等)	620,423	615,155	△ 5,268	△ 0.8	61.9
交付税+臨財債	190,794	196,745	5,951	3.1	19.8
地方債(臨財債除き)	49,569	54,586	5,017	10.1	5.4

※臨財債(臨時財政対策債)とは、地方の一般財源不足に対処するために発行される特例的な地方債

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税(1.6%の増)・・・年少扶養控除の廃止による所得割の増等
- ・ 固定資産税(6.1%の減)・・・評価替えにおいて、通常の下落分に加え、震災による家屋の損耗の程度等が評価に反映されたことによる減

(地方税の内訳)

(単位：百万円，%)

区 分	H 2 3 当初予算額	H 2 4				
		当初予算額	増減額	増減率	構成比	
普 通 税	市町村民税	174,039	176,887	2,848	1.6	43.9
	個人均等割	4,087	4,055	△ 32	△ 0.8	1.0
	所得割	135,407	137,221	1,814	1.3	34.1
	法人均等割	8,919	8,812	△ 107	△ 1.2	2.2
	法人税割	25,626	26,799	1,173	4.6	6.6
	固定資産税	195,724	183,702	△ 12,022	△ 6.1	45.6
	純固定資産税	194,068	182,260	△ 11,808	△ 6.1	45.2
	土地	63,768	61,093	△ 2,675	△ 4.2	15.2
	家屋	87,708	79,499	△ 8,209	△ 9.4	19.7
	償却資産	42,592	41,668	△ 924	△ 2.2	10.3
	交付金	1,656	1,442	△ 214	△ 12.9	0.4
	軽自動車税	4,901	5,021	120	2.4	1.2
	市町村たばこ税	18,154	20,347	2,193	12.1	5.1
	鉱産税	1	1	-	0.0	0.0
小 計	392,819	385,958	△ 6,861	△ 1.7	95.8	
目 的 税	入湯税	367	344	△ 23	△ 6.3	0.1
	都市計画税	17,790	16,573	△ 1,217	△ 6.8	4.1
	小 計	18,157	16,917	△ 1,240	△ 6.8	4.2
合 計	410,976	402,875	△ 8,101	△ 2.0	100.0	
(参考)国保税(料)	80,180	79,689	△ 491	△ 0.6	-	

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費は、人件費が行財政改革による職員数の減等により2.6%の減、社会保障関係経費である扶助費が、子ども手当及び児童手当に係る制度見直しにより3.7%の減、公債費が償還終了等により1.3%の減となっており、全体で2.8%の減となっている。
- ・ 投資的経費について、普通建設事業費は、清掃センターの整備終了等による補助事業費の減により8.6%の減となっている。一方、前年度の補正予算に引き続き、主に東日本大震災による津波や液状化被害を受けた市町村において、道路等の災害復旧事業を行うことにより、投資的経費全体では、3.4%の増となっている。（地財計画では8.7%の増）となっている。なお、投資的経費の予算規模は、ピーク時の平成5年度（263,040百万円）に比べて5割以下の水準となっている。
- ・ その他の経費のうち、物件費については、災害廃棄物の処理委託料の増等により2.7%の増、繰出金については、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険事業会計に対する繰出金の増等により2.5%の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

区 分	H 2 3	H 2 4			
	当初予算額	当初予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	500,989	487,188	△ 13,801	△ 2.8	49.0
人件費	199,766	194,537	△ 5,229	△ 2.6	19.6
扶助費	194,674	187,509	△ 7,165	△ 3.7	18.8
公債費	106,549	105,142	△ 1,407	△ 1.3	10.6
投資的経費	116,966	120,970	4,004	3.4	12.2
うち普通建設事業費	116,952	106,838	△ 10,114	△ 8.6	10.8
補助事業費	60,670	49,517	△ 11,153	△ 18.4	5.0
単独事業費	56,282	57,321	1,039	1.8	5.8
うち災害復旧事業費	14	14,132	14,118	※100842.9	1.4
その他の経費	380,739	386,252	5,513	1.4	38.8
うち物件費	145,958	149,895	3,937	2.7	15.1
うち補助費等	92,581	91,027	△ 1,554	△ 1.7	9.2
うち積立金	5,845	5,979	134	2.3	0.6
うち繰出金	117,632	120,608	2,976	2.5	12.1
合 計	998,694	994,410	△ 4,284	△ 0.4	100.0

※東日本大震災関連の災害復旧事業の計上による増（平成23年度は補正予算で計上）

4 基金(繰入)の状況(総合予算編成団体)

- ・ 前年度各市町村に配分された「市町村復興まちづくり支援事業費交付金」を活用した事業の実施に伴う特定目的基金からの繰入金増加により、基金繰入金全体で、4.2%の増となっている。
- ・ 財政調整基金については19市町村、減債基金については8市町村、特定目的基金については25市町村でそれぞれ前年度当初予算を上回る額を計上しており、全体では24市町村で前年度当初予算を上回る額を計上している。

【基金繰入金の状況】

(単位：百万円，%)

区 分	H 2 3 当初予算額	H 2 4 当初予算額	増 減 額	増 減 率
財調基金	13,206	13,650	444	3.4
減債基金	6,280	6,300	20	0.3
特定目的基金	8,947	9,686	739	8.3
合 計	28,433	29,636	1,203	4.2

5 今後の対応

- 各市町村においては、引き続き、東日本大震災からの復旧・復興や、今後の災害等に備える防災・減災事業について、国において措置されている各種財源を積極的に活用して、早期に実施していく必要がある。
- 一方で、厳しい経済・雇用情勢のもと、地方税等の大幅な増加が見込めない中で、今後も社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続きゼロベースの視点に立った事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、税の徴収対策の一層の強化による自主財源の確保等、徹底した行財政改革に取り組み、財政運営の健全化を強力に推進していく必要がある。

平成24年度 市町村当初予算（普通会計）参考資料

◇予算規模等の増減の状況

区分		団体名	伸び率	主な増減理由	
予算規模	市	増加	潮来市	20.8%	災害復旧費の増（道路等）
			神栖市	14.4%	災害復旧費の増（道路等）
			稲敷市	10.6%	災害復旧費の増（道路等）
		減少	ひたちなか市	△17.7%	清掃センター建設事業の減
			つくばみらい市	△9.6%	幹線道路整備事業の減
			下妻市	△8.8%	東部中学校建設事業の減
	町村	増加	茨城町	6.9%	（仮称）桜丘中学校建設事業の増
			河内町	4.4%	公営住宅整備事業の増
			五霞町	3.9%	水道事業会計補助金の増
		減少	境 町	△10.0%	長田小学校建設事業の減
			東海村	△8.7%	区画整理事業特別会計への繰出の減
			城里町	△8.3%	常北中学校建設事業の減
普通建設事業	市	増加	鹿嶋市	49.8%	防災無線整備事業の増
			日立市	38.2%	水木小学校校舎改築事業の増
			かすみがうら市	37.2%	下稲吉小学校改築事業の増
		減少	ひたちなか市	△72.8%	清掃センター建設事業の減
			高萩市	△60.1%	リサイクルセンター建設事業の減
			下妻市	△52.4%	東部中学校建設事業の減
	町村	増加	五霞町	128.0%	道の駅ごか拡張工事の増
			河内町	110.7%	公営住宅建設事業の増
			茨城町	85.1%	（仮称）桜丘中学校建設事業の増
		減少	境 町	△75.9%	長田小学校建設事業の減
			城里町	△38.9%	常北中学校建設事業の減
			東海村	△36.3%	東海中学校建設事業(用地購入費)の減

◇地方税の増減状況

(単位：百万円，%)

区分		H 2 3 当初予算額	H 2 4			主な増減要因	
			当初予算額	増減額	増減率		
市	増加	常総市	8,783	9,199	416	4.7%	法人税割等の増
		つくば市	37,373	38,881	1,508	4.0%	法人税割等の増 固定資産税等の増
		かすみがうら市	4,827	5,018	191	4.0%	法人税割等の増
	減少	潮来市	3,186	2,741	△ 445	△14.0%	固定資産税等の減
		高萩市	4,211	3,880	△ 331	△7.9%	固定資産税等の減
		那珂市	6,683	6,164	△ 519	△7.8%	固定資産税等の減
町村	増加	阿見町	7,103	7,203	100	1.4%	法人税割等の増
	減少	大洗町	2,999	2,682	△ 317	△10.6%	固定資産税等の減
		東海村	11,319	10,388	△ 931	△8.2%	固定資産税等の減
		河内町	882	811	△ 71	△8.0%	固定資産税等の減

※ 町村で、地方税が対前年度で増加しているのは阿見町のみ。

◇市町村別 当初予算額及び対前年度増減率

(単位：百万円，%)

区 分	編成 内容	H24 当初予算額	対前年度 増減率
1 水戸市	通常	90,885	1.7%
2 日立市	〃	63,196	1.9%
3 土浦市	〃	48,688	△4.8%
4 古河市	〃	46,855	△5.6%
5 石岡市	〃	28,713	0.4%
6 結城市	〃	15,626	△3.2%
7 龍ヶ崎市	〃	22,267	△0.1%
8 下妻市	〃	15,029	△8.8%
9 常総市	〃	22,920	3.4%
10 常陸太田市	〃	23,956	3.7%
11 高萩市	〃	12,110	△1.9%
12 北茨城市	〃	16,188	5.5%
13 笠間市	〃	27,486	0.5%
14 取手市	〃	32,848	△2.2%
15 牛久市	〃	22,662	3.4%
16 つくば市	〃	65,073	0.6%
17 ひたちなか市	〃	45,155	△17.7%
18 鹿嶋市	〃	22,062	7.6%
19 潮来市	〃	14,255	20.8%
20 守谷市	〃	19,747	△4.5%
21 常陸大宮市	骨格	20,360	△0.9%
22 那珂市	通常	17,000	0.1%
23 筑西市	〃	36,541	△2.0%
24 坂東市	〃	20,210	0.5%

区 分	編成 内容	H24 当初予算額	対前年度 増減率
25 稲敷市	通常	20,739	10.6%
26 かすみがうら市	〃	15,160	0.7%
27 桜川市	〃	15,497	△2.8%
28 神栖市	〃	42,868	14.4%
29 行方市	〃	17,777	6.3%
30 鉾田市	〃	17,370	△1.5%
31 つくばみらい市	〃	15,057	△9.6%
32 小美玉市	〃	20,509	0.7%
33 茨城町	〃	10,438	6.9%
34 大洗町	〃	8,921	1.0%
35 城里町	〃	8,890	△8.3%
36 東海村	〃	16,623	△8.7%
37 大子町	〃	8,310	△1.8%
38 美浦村	〃	5,324	1.0%
39 阿見町	〃	13,917	2.7%
40 河内町	〃	4,114	4.4%
41 八千代町	〃	6,875	△0.2%
42 五霞町	〃	3,814	3.9%
43 境 町	〃	7,557	△10.0%
44 利根町	〃	5,178	0.9%
県計（全団体）		1,014,770	△0.4%
前年度より 増加した団体			25
前年度より 減少した団体			19
県計（総合予算編成団体）		994,410	△0.4%

用語の解説

◎総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

◎暫定予算

①予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，②新たに地方公共団体が設置された場合，③その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

◎骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

◎地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

◎普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，後期高齢者医療事業，介護保険事業，収益事業，農業共済事業及び交通災害共済事業等に係る会計の総称。

《歳入》

◎一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金等をいう。

◎国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎市町村復興まちづくり支援事業費交付金

東日本大震災からの復興に向けて，被災団体が地域の実情に応じて，住民生活の安定やコミュニティの再生，地域経済の振興・雇用維持等について，弾力的かつきめ細かに対処するために平成23年度に配分され，今後，市町村では平成27年度まで活用できるもの。

◎地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎地方特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金（児童手当の制度拡充及び子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応して交付）及び減収補てん特例交付金（個人住民税における住宅ローン減税に伴う減収を補てん）がある。なお、児童手当及び子ども手当特例交付金については、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、子ども手当及び児童手当に係る財源見直しにより平成24年度向けに整理されている。

◎地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◎合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が、合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債。

◎臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

◎義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

◎財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。